

令和4年4月12日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件
(うちガスこんろ(LPGガス用)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故 9件
(うちミシン1件、LEDランプ(環形)1件、
バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)2件、
電動工具(全ねじカッター、充電式)1件、
電動工具(ドライバー、充電式)1件、
電動工具(レンチ、充電式)1件、自転車1件、階段移動用リフト1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当: 加藤、鈴木、笹島

電話: 03(3507)9204(直通)

FAX: 03(3507)9290

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200019	令和4年2月12日	令和4年4月8日	電動工具(ドライバー、充電式)	火災	工場で火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	長崎県	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)に関する事故(A202200016及びA202200017)、電動工具(全ねじカッター、充電式)に関する事故(A202200018)及び電動工具(レンチ、充電式)に関する事故(A202200020)と同一事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年3月29日
A202200020	令和4年2月12日	令和4年4月8日	電動工具(レンチ、充電式)	火災	工場で火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	長崎県	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)に関する事故(A202200016及びA202200017)、電動工具(全ねじカッター、充電式)に関する事故(A202200018)及び電動工具(ドライバー、充電式)に関する事故(A202200019)と同一事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年3月29日
A202200021	令和4年3月29日	令和4年4月8日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、前輪が外れ、転倒し、腕を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	奈良県	
A202200022	令和4年3月28日	令和4年4月8日	階段移動用リフト	死亡1名	当該製品を使用中、搭乗者が転落し、病院に搬送後、入院中に死亡した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし